

出席停止の扱いについて

これまで、第一種、第二種感染症と診断された場合は出席停止となり、第三種感染症については、病状により医師から登校を控えるように指示された場合のみ出席停止としていました。

今年度より、第三種感染症と診断された場合の出席停止措置については、下記のとおりいたします。

記

	病 名	出席停止期間の基準	措置
第一種	エボラ出血熱 等	治癒するまで	出席停止となり、欠席にはならない ※1 結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く第二種の感染症については、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
第二種 ※1	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	感染性胃腸炎 流行性角結膜炎 マイコプラズマ感染症 手足口病 溶連菌感染症	〈変更前〉 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 〈変更後〉 学校でしばしば流行する感染症については、診断を受けた時点で出席停止の措置をとることとする。	〈変更点〉 出席停止となり、欠席にはならない
	その他の感染症		明記のない第三種のその他感染症は、医師から登校を控えるように指示された場合のみ出席停止